

平成十四年七月二日提出  
質問第一二一〇号

厚生労働省職業安定局総務課総括係長の持参にかかる文書に関する質問主意書

提出者 加藤 公一

厚生労働省職業安定局総務課総括係長の持参にかかる文書に関する質問主意書

平成十四年六月二十八日、厚生労働省職業安定局総務課総括係長が、「医局による医師の派遣」について」と題する文書（別添）を、衆議院第二議員会館第七〇七号の加藤公一議員室に持参した。

- 一 厚生労働大臣は、本文書の存在について承知しているか。
  - 二 厚生労働大臣は、本文書の内容について承知しているか。
  - 三 本文書の作成名義人は、誰か。
  - 四 本文書を起案したのは、誰か。
  - 五 本文書の作成日時は、いつか。
  - 六 本文書は、公文書であるか。
  - 七 本文書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年五月十四日法律第四十二号）第二条第二項にいう「行政文書」か。
  - 八 本文書の作成及び交付は、厚生労働大臣の命に基づくものであるか。
- 右質問する。

## 「医局による医師の派遣」について

- 「医局による医師の派遣」については、実態調査を行った結果、以下のよう  
に整理される。
  - ① 病院に勤務する(勤務していた)講師、助手等に対し、関連病院を紹介し、  
講師、助手等がその自由意思に基づき就職することは、企業が現に雇用す  
る(雇用していた)労働者に対し、次の職場をあっせんすることと同様であり、  
業として行っていると判断すべきものではない。
  - ② 研修医(医師法における臨床研修医)に対し、研修先として関連病院を  
紹介し、研修医がその自由意思に基づき就職することは、職業能力開発の  
一環として行われるものであり、業として行っていると判断すべきものでは  
ない。
  - ③ 病院と雇用関係にない大学院修了生等に対し関連病院を紹介し、大学  
院修了生等がその自由意思に基づき就職することは、一般的に大学が当  
該大学の学生に対し職業紹介するものと同様であり、職業紹介事業に該当  
すると判断できる。
  
- いずれの場合も、医師の自由意思に基づき、「派遣先」を選択・決定して  
いるかぎり、労働者供給には該当しない。
  
  
- なお、③の場合、大学は、無料職業紹介事業の届出を行い、職業紹介事  
業を行うことができるものである。